

函館市西部まちぐらしデザイン室設置要綱

(設置)

第1条 函館市西部地区再整備事業を推進するため、都市建設部に函館市西部まちぐらしデザイン室（以下「デザイン室」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 デザイン室は、函館市西部地区再整備事業の推進に関する事務を所掌する。

(職員)

第3条 デザイン室に室長、室次長、主査その他職員を置く。

2 室長は、都市建設部西部地区再整備担当部次長をもって充てる。

3 室次長は、都市建設部景観政策担当課長をもって充てる。

4 主査は、都市建設部まちづくり景観課主査のうちから市長が指定する者をもって充てる。

5 係員は、都市建設部まちづくり景観課係員のうちから市長が指定する者をもって充てる。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。